

川崎市

未来あんしんサポート事業



川崎市未来あんしんサポート事業とは？

川崎市内在住で葬儀・埋葬等を行える親族がない高齢者の方等に対し、本会との契約により生前の定期確認、逝去後の葬儀・埋葬、各種届出等の死後事務、遺言書に基づく遺言執行等を含めた終活支援を行うことで、人生の最期を安心して過ごせるよう支援する事業です（入会金・年会費・預託金・事務管理費が必要となります。）。



社会福祉法人

川崎市社会福祉協議会





こんなときご相談ください！



3つのサービス(柱)でサポートします！



生前見守り

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯で心細い



電話や訪問等の定期確認により、健康状態やご希望内容に変更がないか確認します。また、ご希望に応じてボランティア活動、介護予防教室、ミニデイ（食事会）等様々な事業をご紹介します。さらに、必要に応じて成年後見制度等もご案内します。

遺言作成支援・執行

相続のことをどうしようか悩んでいる



相続のことで困らないよう公正証書遺言の作成を支援いたします。作成にあたっては、遺言執行者になってもらうことを含め専門家（士業）を紹介します。

葬儀・埋葬

葬儀や埋葬のとき頼れる親族がない



葬儀・埋葬について、頼れる親族（子どもや孫等）がない高齢者を支援いたします。預託金をお預かりして、ご希望に沿った葬儀・埋葬を行います。

未来あんしんサポート事業はさまざまなサービスがございます

- 定期確認等の生前のサービス
- 葬儀・埋葬、遺言執行等、逝去後のサービス
- 有償で提供するサービス など

詳しくは次ページをご覧ください



● 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会とは、社会福祉法に定義され、都道府県や市町村等に設置されている団体です。また、社会福祉事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的としており、地域住民や民生委員児童委員の他、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者の参加や支援により、「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っている団体です。

川崎市社会福祉協議会は、昭和 26（1951）年に発足し、昭和 37（1962）年に社会福祉法人として認可されました。現在は、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進を図る様々な事業を行っています。

どんなサービスなの？



1 定期確認等のサービス • 月に1回の電話 • 6か月に1回の訪問

2 葬儀・埋葬等のサービス • 希望に沿った葬儀・埋葬の実施 • 各種届出

● 詳細は面接の際にご説明いたします。

3 遺言作成支援及び執行サービス • 遺言作成支援 • 遺言執行

契約者に別途有償で提供するサービス

サービスの種類	内容
(1) 書類等預かり	預貯金通帳、土地家屋権利証書、実印、印鑑登録証、その他本会が認めた書類等をお預かりいたします。 現金、貸金庫に格納できない大きさの物、その他本会が不適切と認めた物はお預かりできません。
(2) 通院・通所支援	自宅から医療機関又は施設までの付添い。
(3) 入院・入所支援	自宅から医療機関又は施設までの付添い。入院・入所の手続き。
(4) 退院・退所支援	医療機関又は施設から自宅までの付添い。退院・退所の手続き。
(5) 支払い代行サービス	事前に預託金Cをお預けいただいた場合、出金しお届け・支払い等の手続き。
(6) 転居手続支援	区役所等での転居の住民票異動等の手続き（市内転居のみ）。

(2)～(6)は職員対応が可能な場合に限り実施するものとし、ご希望に沿えない場合があります。



利用できる人は？

次の条件の全てにあてはまる方を対象者とします。

- ① 川崎市内在住で原則 65 歳以上であること。
- ② 葬儀や埋葬を行える親族がいないこと。
- ③ 申し込み時点で生活保護を受けていないこと。
- ④ 葬儀・埋葬に必要な預託金を納められること。
- ⑤ 入会金、年会費、事務管理費を納められること。
- ⑥ 公正証書遺言により遺言執行者を指定すること。
(作成を支援する専門家(士業)を紹介いたします。公正証書遺言の作成には費用が必要です。)
- ⑦ 親族間の相続等について紛争がないこと。
- ⑧ 契約能力があること。



利用(契約)までの流れ

相談受付

本会へご連絡ください。
面接の日程を調整させていただきます。

TEL.044-712-3372



面接

あらかじめ調整した日時に、本会事務所、またはご自宅にて面接します。本会職員がご心配なことをお聞きするとともに、制度の概要をご説明いたします。



申し込み

面接の結果、本事業の利用を希望される場合は申込書を提出していただきます。その後、ご相談者の逝去後の葬儀や埋葬等について詳しくご希望をお聞きします。申込書の提出で、契約の成立とはなりません。面接は、複数回行う場合があります。

支援内容等の検討・確認

対象者としての条件を満たしているか確認します。条件を満たしていれば、ご相談者と本会で具体的な支援内容を検討します。また、葬儀・埋葬にかかる費用の確認をいたします。



公正証書遺言の作成

公証役場で公正証書遺言を作成していただきます。遺言執行者の指定を含め、作成を支援する専門家(士業)を紹介いたします。なお、公正証書遺言作成の費用はご相談者の負担となります。



契約

ご相談者と本会とで本事業の契約を締結します。契約書の締結と預託金等のお支払いをもって、契約が有効となります。



費用はどのくらい？



- 入会金 20,000円（介護保険料段階が第3段階以下の方は10,000円）
- 年会費 9,600円（年度途中に加入の場合は月割計算となります。800円/月）
- 預託金 600,000円以上必要です。

A 遺言執行報酬の充当分として……30万円

B 葬儀・埋葬の費用として…30万円～ ※金額は希望する葬儀や埋葬の内容や規模等によります。

C 希望により、その他支払い費用として（1万円単位）

■ 事務管理費 預託金 B と C の合計額の10%

※預託金については、8～9ページのQ10～Q15も併せてご覧ください。

事務管理費

B + C = 合計額

×10%

預託金 A

遺言執行の費用

預託金 B

葬儀・埋葬の費用

預託金 C

その他支払費用

■ 契約者に別途有償で提供するサービス

書類等預かりサービス

年間…3,000円（月額 250円）

ただし、預かる書類が預貯金通帳の場合、残額が1,000万円を超えるときは

年間…6,000円（月額 500円）

通院・通所支援／入院・入所支援
退院・退所支援／支払い代行
転居手続支援（市内転居のみ）

1時間……………2,000円

2時間……………4,000円

2時間超…………5,000円

※職員対応が可能な場合に限り実施するものとし、ご希望に沿えない場合があります。

※預託金以外は別途消費税が必要です。



川崎市未来あんしんサポート事業 よくある質問

対象者について

Q1

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「川崎市内在住」とありますが、住民票（住民登録）も必須ですか？

A1 川崎市の住民登録は必須としておりません。川崎市に居所があれば対象となります。

Q2

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「川崎市内在住」とありますが、在宅でないと利用できませんか？

A2 施設入所や入院中でも川崎市内に居所があれば対象となります。

Q3

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「川崎市内在住」とありますが、市外へ転居した場合は解約になりますか？

A3 6か月に1回の訪問が困難となりますので、解約させていただきます。なお、市外への入所や入院については、所在地や期間等の実態を踏まえ、契約継続の可否について判断させていただきます。

Q4

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「葬儀・埋葬を行える親族がいないこと」とされていますが、どのような範囲ですか？

A4 子や孫（直系卑属）がいるときは、川崎市未来あんしんサポート事業（以下「本事業」という。）の利用対象外です。ただし、子や孫がいても長期間にわたり音信不通であるとか子や孫に病気や障害があること等によって葬儀や埋葬を行うことが困難な場合はご相談ください。

Q5

パンフレットの「利用できる人は？」のところで「生活保護を受けていないこと」とされていますが、契約後、生活保護を受けることとなった場合の取り扱いはどうなりますか？

A5 一律に解約ということはありません。生活保護受給の段階で、預託金を解約し、生活費に充てる必要性がないことが確認できれば、契約は継続します。



Q6

パンフレットの「利用できる人は？」のところ「紛争がないこと」とされていますが、
どういうことですか？

A6 本事業を利用いただくには、公正証書遺言を作成していただく必要がありますが、遺言作成時点で遺言の対象となる財産が確定していない（例 利用希望者を相続人の一人とする遺産分割協議が難航していたり、遺産分割調停が行われているような）場合には、確定後に本事業をご利用ください。

Q7

パンフレットの「利用できる人は？」のところ「契約能力があること」とされていますが、
契約能力とは何ですか？

A7 本事業を利用するときは川崎市社会福祉協議会と契約を締結していただきます。この契約の内容や結果を理解して自分自身で判断できる能力のことです。
判断能力について、特段テストをするようなことはありません。基本的に公正証書遺言を作ることができれば、契約能力に支障ないものとしします。

Q8

契約後に認知症や疾病により、判断能力や身体能力が低下した場合、どのようになり
ますか？

A8 契約者や関係機関とどのような支援が必要か協議し、成年後見制度に基づく法定後見の申立てや、介護保険の介護認定申請等必要と思われる支援についてご案内いたします。

Q9

パンフレットの「利用できる人は？」のところ「契約能力があること」とされていますが、
契約後に後見人等（任意後見契約、補助人・保佐人・後見人を含む。）がついた場合の取
り扱いはどうなりますか？

A9 一律に解約ということはありません。基本的には、契約時の意思を尊重したいと考えています。
しかし、後見人等が解約をしたいということであれば、本人の意思ととらえ解約に応じます。



預託金等について

Q10

預託金は何に使うのですか？

A10 預託金は、

A 遺言執行者の報酬充当分（一部事前預かり）

B 葬儀・埋葬等にかかる費用の支払い

としてお預かりいたします。

なお、A、B 以外で希望される方については、

C その他支払い

としてお預かりすることも可能です。

例えば、金融機関へ現金を引き出しに行くことができない等の場合に備え、事前にお預かりしたお金を本人へお届けすること等で、支払いに困ることのないようにするものです。

なお、家財処分が必要と見込まれる場合には、見積額を預託金Cとして、お預かりいたします。

Q11

預託金はいくら必要ですか？ どのように決めるのですか？

A11 預託金A～Cの取り扱いは次のとおりです。

A 遺言執行者の報酬充当分（一部事前預かり）

一律 30 万円をお預かりさせていただきます。

遺言執行者の報酬は、専門家（士業）ごとに報酬が自由化となっていることや、本人の財産額に応じ個々に異なることもあり、一律に設定することはできませんが、基本的な目安額としてお預かりさせていただきます。

この執行報酬は、従来遺言執行時に預貯金からお支払いいただいていたものを事前に預らせていただきます。

もし、遺言執行者が遺言執行時に報酬の不足が出た場合、本人の預貯金から清算させていただき、残金が生じた場合は本人の相続財産となります。

B 葬儀・埋葬等にかかる費用の支払い

希望する葬儀・埋葬の内容や規模等によって額は異なります。預託金Bの金額は次のとおりです。

① 見積額が 30 万円を下回る場合 30 万円

② 見積額が 30 万円を上回る場合、見積額

C その他支払い

希望される場合、額の上限はありません（1万円単位）。お預かりしたお金の中から必要な額を本人へお届けいたします。この他、家財処分が必要な方は、見積額に基づいて処分費用を預託金Cとしてお預かりすることができます。

Q12

葬儀・埋葬の後、預託金が余った場合はどうするのですか？

A12 葬儀・埋葬等にかかる費用の支払いを終えた後に残額がある場合や、その他支払いのためにお預かりしているお金がある場合には、遺言執行者へお返しし、本人の相続財産に追加していただきます。

Q13

預託金の分納はできますか？

A13 恐れ入りますが分納はできません。一括納付となります。



Q14

葬儀・埋葬に備えて葬儀社に互助会の積立を行っています。解約をして社会福祉協議会に預託金を納める必要がありますか？

A14 解約の必要はありません。互助会の内容で葬儀・埋葬を行うことができますのでご相談ください。ただし、見積書の金額が積立金を上回る場合は、不足分について預託金が必要になります。また、この場合、積立金を預託金としてみなすことはできますが、事務管理費の負担は別途必要です。

Q15

解約したい場合、どうすればよいでしょうか？解約後、預託金は返してもらえますか？

A15 解約は本人からの申し出があればいつでも解約できます。解約した場合、お預かりしている預託金は全額お返しいたします。その他支払いの預託金Cをお預かりし、すでに引き出し分がある場合には残額を含めお返しいたします。ただし、入会金や年会費、事務管理費は返金いたしません。

遺言について

Q16

公正証書遺言の作成は必須ですか？自筆証書遺言では認められませんか？

A16 本事業のご利用にあたっては公正証書遺言の作成をお願いしています。公正証書遺言は、裁判官・検察官または弁護士等多年の経験を有する法曹資格者である公証人が作成します。法律的に整理された内容となり、遺言の不備により無効となるおそれもないため、自筆証書遺言に比べて安全確実です。遺言者が遺言内容を公証人に伝え、公証人が筆記したものに遺言者と証人とが署名捺印して原本を公証役場で保管します。また、家庭裁判所での検認も不要であることから、遺言者が亡くなられた後速やかに遺言の内容を実現することができます。なお、公正証書遺言の作成にあたっては遺言執行者を指定していただきます。

※検認…相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

Q17

公正証書遺言を既に作成しています。このままでよいでしょうか？

A17 あらためて公正証書遺言を作成する必要はありません。ただし、遺言執行者が指定されている場合、本会と本事業の契約を締結したことについて遺言執行者との打ち合わせが必要です。また、死後事務との齟齬が生じないことを確認するため、写しのご提出をお願いします。遺言執行者が指定されていない場合、本会が紹介する専門家（士業）が遺言執行者となる旨、遺言に追加する必要があります。

Q18

公正証書遺言を専門家（士業）に作成支援してもらった場合、どのくらい費用がかかりますか？

A18 費用には、①公証人手数料、②専門家（士業）への報酬が含まれます。
①は公証人手数料令という政令で定められており、財産額に応じた費用となっています。この他、公証人が出張した場合の日当や交通費等別途必要になる費用もあります。
②は報酬が自由化となっており、個々に報酬が異なります。

Q19

遺言執行者とは何ですか？

A19 遺言の効力は遺言者の死亡により生じますが、遺言者自身は遺言を実現することができないため、遺言執行者が必要となります。遺言執行者とは、「遺言を実現する者」のことであり、遺言者が遺言書において指定します。

Q20

遺言執行者は何をするのですか？

A20 遺言執行者は、
(1) 相続人に対し就任及び遺言の内容を通知
(2) 遺言者の財産目録を作成
(3) 遺言の執行
(4) 相続人へ任務完了報告
以上の内容を行うこととなります。

Q21

遺言執行者を家族や知人に依頼することはできますか？

A21 遺言者である本人の意思を正確かつ確実に実現するためには、本事業の担当者との綿密な連携が必要となるとともに、相続財産である預貯金や不動産の処分等には、専門的な知識や経験が必要となることから、遺言執行者には特段の事情がない限り専門家（士業）をお勧めしています。

Q22

遺言執行者になってもらえる人がいません。誰か紹介してもらえますか？

A22 公正証書遺言の作成支援を含め専門家（士業）を紹介いたします。

Q23

遺贈とは何ですか？

A23 遺贈とは、遺言に基づき法定相続人以外にその遺産の一部、または全部を譲ることを指します。法定相続人にも遺贈することはできます。

※受遺者…本人（遺贈者）から遺言に基づいて遺産の贈与を受ける者のことです。

身元保証について

Q24

入院や入所先から保証人を立てるよう求められても、そういった人がいない場合、どうしたらよいのでしょうか？

A24 入院や入所の際に、『保証人』『連帯保証人』『引受人』『身元引受人』『緊急連絡先』等様々な名目で人を立てることを求められることがあります。身内や知人がいない場合、まずは入院先や入所先に、その旨お伝えいただき、同じような状況の方はどうしているのか相談していただくようお願いいたします。
本事業を契約している、あるいは契約予定であることで、あえて保証人等を立てなくてもよいと考慮してもらえる場合もあるかもしれません。

〈保証人・連帯保証人〉

本人が債務を支払えない場合、代わりに支払う人。連帯保証人は、本人と同等の責任を負うこととなります。

〈引受人・身元引受人〉

本人が退院・退所する際、身柄、物品を引き取る人（死亡した際の遺体や遺品の引き取りを含むこともあります）。

〈緊急連絡先〉

本人が急変・死亡した際等の連絡先。すぐに来るよう（駆けつけ）を求められることもあります。

※用語は一例です。例とは異なる意味で使われていることもあります。

Q25

入院や入所の際、社協は保証人になってくれますか？

A25 本事業は、生前見守りと財産処分を含んだ死後事務委任契約であり、身元保証事業とは異なります。
ただし、一部身元保証機能と重なる部分もありますので、次の Q&A もご覧ください。

Q26

身元保証は対応していますか？

A26 身元保証機能について、本事業では次のとおり対応いたします。

(1) 債務保証

保証人や連帯保証人になることはできません。ただし、その他支払い費用としてお預かりした預託金Cの限度内で本人の債務に対してお支払いを保証いたします。

また、公正証書遺言作成後に新たな未払い債務が発生した場合は、遺言執行者と協議・連携し対応いたします。

(2) 医療に関する同意

医療行為は患者と医療機関との間の診療契約に基づき行われるものですが、医療行為は一般に予見が困難であり、身体的侵襲や生命の危険を伴うため、患者本人が決定・同意するもの（一身専属）であることから対応しておりません。

なお、医療に関する希望を記載した書面をあらかじめ用意しておき、必要になった際、医療機関に提示することで対応することは可能です。

※身体的侵襲…外科手術などによって人体を切開したり、人体の一部を切除する行為や、薬剤の投与によって生体内に何らかの変化をもたらす行為のこと。

※一身専属…権利または義務が本人にのみあり、他の者に移転しない性質のもの。

(3) 入院時・急変時の駆けつけ

営業時間内のご連絡やオプションとしての入退院時の付き添い対応はいたしますが、緊急等予定外の駆けつけ対応はしておりません。

(4) 入院や入所時の連絡先になること

入院や入所時の手続きで必要となる連絡先としては差し支えありませんが、急変時等の駆けつけは対応しておりません。

(5) ご遺体の引き取り

対応いたします。もしお亡くなりになられた場合、あらかじめ取り決めた葬儀社へ連絡し、斎場等の安置場所へお移しいたします。

家財処分について

Q27

家財処分をしてもらえますか？

A27 本人が亡くなった後の家財の処分が必要なときは対応いたします。

ただし、その場合は実費が必要となりますので、あらかじめ家財処分が想定される方については、事前に確認した見積額を契約後に預託金Cとしてお支払いいただく必要があります。

なお、この見積額は家財処分費用としてお預かりいたしますので、その他支払い目的に引き出すことはできません。



詳しい情報は
ホームページをご覧ください



● お問い合わせ先

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
川崎市あんしんセンター
終活支援課



〒211-0053
川崎市中原区上小田中 6-22-5 総合福祉センター（エポックなかはら）6階
TEL **044-712-3372** FAX **044-739-8738**
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
syu-katsu@csw-kawasaki.or.jp

